

川崎市公告第1135号

指定管理者の公募について、次のとおり公告します。

令和8年8月7日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる都市公園又はその一部の区域の名称及び所在地、施設の概要

(1) 名称及び所在地

- ア 大師公園 川崎市川崎区大師公園 1
- イ 桜川球場 川崎市川崎区桜本1丁目 14・3 (桜川公園内)
- ウ 池上新田球場 川崎市川崎区池上町 1・3 (池上新田公園内)
- エ 小田球場 川崎市川崎区小田4丁目 20・38 (小田公園内)

(2) 施設の概要 (面積及び主な施設)

合計面積 111,012 m²

- ア 大師公園 87,956 m²のうち、83,110 m² (指定管理区域)

(公園区域内の防災備蓄倉庫、公園内プール、こども文化センター・老人いこいの家 4,846 m²については指定管理区域外)

(ア) 運動施設 (軟式野球場 1 面、少年野球場 1 面、ゲートボール場 1 面、テニスコート 3 面)

(イ) 修景施設 (瀋秀園、噴水、カナル)

(ウ) 園路・広場 (芝生広場、緑陰広場、子ども広場、わんぱく広場、園路、幼児コーナー
さくらの園、ふれあいの山)

(エ) 遊戯施設 (大型複合遊具、砂場)

(オ) 休養施設 (四阿、ベンチ)

(カ) 便益施設 (屋外トイレ 3 か所、有料駐車場)

(キ) 管理施設 (管理事務所 1 棟)

- イ 桜川球場 桜川公園 28,104 m²のうち、11,095 m² (指定管理区域)

(ア) 運動施設 (軟式野球場 1 面)

(イ) 便益施設 (無料駐車場)

(ウ) 管理施設 (管理事務所 1 棟)

- ウ 池上新田球場 池上新田公園 19,967 m²のうち、8,300 m² (指定管理区域)

(ア) 運動施設 (軟式野球場 1 面)

(イ) 便益施設 (無料駐車場)

(ウ) 管理施設 (管理事務所 1 棟)

- エ 小田球場 小田公園 24,544 m²のうち、8,507 m² (指定管理区域)

(ア) 運動施設 (軟式野球場 1 面)

(イ) 便益施設 (無料駐車場)

(ウ) 管理施設 (管理事務所 1 棟)

オ 広域避難場所 大師公園及び小田公園は、川崎市地域防災計画により地震発生時における
広域避難場所に指定

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 公園管理運営に関する業務

(2) 瀋秀園管理運営に関する業務

(3) 運動施設等の管理運営に関する業務

(4) 川崎市都市公園条例、川崎市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、詳細については協議により別に定める。

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 応募資格

次の条件を満たす法人その他の団体が申請することができます。

(1) 応募者は、個人ではないこと (個人での応募は受け付けません。応募者は、法人又はその他の団体 (以下「法人等」という。) 若しくはグループとします。グループで応募する場合はグループを代表する法人等を定めてください。)

(2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 市から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 過去 3 年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立をしていないこと。
又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立をしていないこと。

(6) 指定期間中、大師公園等を安定的に管理するために可能なノウハウ、実施体制、経営基盤等が確保されていること。

(7) 法人等又はその代表者が市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において次に掲げる排除措置の対象者とされていないこと。

ア 法人等の役員等経営に関する者 (以下「役員等」という。) に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者 (以下「暴力団員等」という。) が含まれている

場合

イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合

ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合

エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合

オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

(8) 複数の法人等で応募する場合には、その構成員が前記(1)～(7)の条件を満たしていること。

(9) コンプライアンスに関する規定(行動指針や措置体制等コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの)を有している者であること。

5 応募書類の提出

(1) 応募書類の配布方法及び配布期間

令和8年8月7日(金)から令和8年9月11日(金)まで
次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000189027.html>

※窓口、郵送での配布は行いません

(2) 応募書類の受付期間

令和8年9月9日(水)から令和8年9月11日(金)まで

データ及び紙資料の両方を提出してください。データについては、オンライン手続きかわさき(e-kawasaki)の応募フォームから提出、紙資料は正本1部、副本2部を持参(午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く))、または郵送してください。紙資料提出期限は令和8年9月11日(金)午後5時必着とし、期限を超えたものは無効とします。

(3) 受付場所

川崎区役所道路公園センター 協働・利活用推進担当

所在地 川崎市川崎区大島1丁目25番10号

(4) 応募書類

ア 応募書(様式1)

イ 事業者に関する書類

(ア) 団体の概要(様式2-1、2-2)

(イ) 共同事業体協定書兼委任状(様式3)

(ウ) 宣誓書 (様式 4-1)

(エ) 指定管理者における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
(様式 4-2)

(オ) コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式 4-3)

ウ 事業計画書 (様式 5-1 ~ 様式 5-18)

エ 収支予算書 (様式 6-1 ~ 様式 6-3)

オ 応募者関係書類 (任意帳票、ただし A4 サイズに編集するか A4 サイズに折り込むこと)

(ア) 団体の組織図

(イ) 役員の名簿及び履歴書

(ウ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(エ) 事業計画書 (応募書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度)

(オ) 収支予算書 (同上)

(カ) 事業報告書 (応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度)

(キ) 財産目録 (同上)

(ク) 貸借対照表 (応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績 3 年度分)

(ケ) 損益計算書又は収支計算書 (同上)

(コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案 (直近実績 3 年度分)

(サ) 企業単体の減価償却明細表 (同上)

(シ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書 (直近実績 1 年度分)

(ス) 管理運営実績 (過去 3 年間の類似施設)

(セ) 商業登記簿謄本

(ソ) 法人税納税証明書、消費税納税証明書 (過去 3 年間)

(タ) 法人等が作成したパンフレット等

※ (ク) ~ (シ) が提出できない場合は、様式 5-4 における数値の算出根拠となる資料を提出すること。また、連結決算を行っていない場合には (シ) の提出は不要とする。

※ (セ)、(ソ) が提出できない法人以外の団体にあつては、応募書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 2 か年の収支決算書

6 問い合わせ先

川崎市 川崎区役所道路公園センター 協働・利活用推進担当

電話 044-244-3206